

○農林水産省令第十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十四日

農林水産大臣　野村　哲郎

植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第一条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

、きばなきようちく
とう、きんきじゆ
ククミス・ディープサ
ケウス、くさとべら
、グルーヴ・トリ
コカルバ、コツキニ
ア・ミクロフィラ、
コラロカルブス・エ
リプチクス、ごれん
し、ざくろ、サラシ
ア・エレガンス、ジ
ヤボチカバ、スカエ
ウオラ・ブルミエリ
、そらまめ、てりは
ぼく、てんじくいぬ
かんこ、なつめやし
、ナンセ、なんよう
ざくら、にがうり、
はてるまぎり、ハル
ペフィルム・カツフ
ルム、フイリキウム
・デキピエンス、イフ
エイジヨア・ブティ
ア・エリオスパタ、
ブティア・カピタタ
、フラグラリア・グ
イネエンシス、フル
ギネア、エッゲア・ウ
・ブルケア・フェル
・ホルステイー、ペ
ンタロパロピリラ

、きばなきようちく
とう、きんきじゆ、
ククミス・ディープサ
ケウス、くさとべら
、グルーイア・トリ
コカルパ、コツキニ
ア・ミクロフィラ、
コラロカルプス・エ
リプチクス、ごれん
し、ざくろ、サラシ
ア・エレガанс、ジ
ヤボチカバ、スカエ
ウォラ・ブルミニエリ
、そらまめ、てりは
ぼく、てんじくいぬ
かんこ、なつめやし
、ナンセ、なんよう
ざくら、にがうり、
はてるまぎり、ハル
ペフィルム・カツフ
ルム、フイリキウム
・デキビエンス、フ
エイジヨア、ブティ
ア・エリオスパタ、
ブティア・カピタタ
、フラグラリア・グ
イネエンシス、フル
ギネア、エッゲア・
ブルケア・ウェルサ
ンタロパロピリラ・
・ホルステイー、ペ

ウンベルラタ、ボウ
レリア・ペティオラ
リス、ポポー、ボリ
スファエリア・パル
ウイフォリア、マメ
ーリング、モンドラ
リ、ランプロタムヌ
ス・ザングエバリク
ス、りゆうがん、ル
ディア・マウリティ
アナ、れいし、いち
じく属植物、インガ
属植物、いんげん属
植物、ヴァンゲエリ
ア属植物、かき属植
物（付表第四十一に
掲げるものを除く。
）、カリツサ属植物
ノキ属植物、すぐり
属植物、すのき（こ
けもも）属植物、と
けいそう属植物、ド
ビアーリス属植物、
ドリペテス属植物、
なつめ属植物、にん
めんし属植物、ばし
よう属植物（成熟し
ていなバナナの生

ウンベルラタ、ボウ
レリア・ペティオラ
リス、ボボー、ボリ
スファエリア・パル
ウイフォリア、マメ
リ・ランプロタムヌ
ス・ザングエバリク
ス、りゆうがん、ル
ディア・マウリティ
アナ、れいし、いち
じく属植物、インガ
属植物、いんげん属
植物、ヴァングエリ
ア属植物、かき属植
物（付表第四十一に
掲げるものを除く。
）、カリツサ属植物
、くるみ属植物、く
わ属植物、コッコロ
バ属植物、コーヒー
ノキ属植物、すぐり
属植物、すのき（こ
けもも）属植物、と
けいそく属植物、ド
ビアーリス属植物、
ドリペテス属植物、
なつめ属植物、にん
めんし属植物、ばし
よう属植物（成熟し
ていなバナナの生

バイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、パンジロ属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ぶくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、わた属植物、あかん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものの

バイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、パンジロ属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ぶくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、わた属植物、あかん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるもの

（植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表一の十七の項の次に次のように加える改正規定のうち同表の十八の項の植物の欄中「第八十三」を「第八十四」に、「第八十二」を「第八十三」に、「第八十五」を「第八十六」に、「第八十」を「第八十一」に、「第八十一」を「第八十二」に、「第七十八」を「第七十九」に、「第七十九」を「第八十」に改め、同表の二十の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に、「第八十四」を「第八十五」に改め、同表の二十一の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に改め、同表の二十二の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に改め、同表の二十三の項の植物の欄中「第八十四」を「第八十五」に、「第八十五」を「第八十六」に改める。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表一の付表第七十七の次に次のように加える改正規定中同表の付

表第八十六を同表の付表第八十七とし、同表の付表第七十八から同表の付表第八十五までを一表ずつ繰り下げる。

附
則

この省令は、公布の日から施行する。